



東地申第 32 号「変革 2027 の実現に向けた組織の再編について」に関する解明申し入れ（信号通信関係）（電力関係）は

首都圏本部に対して3つの違反を通告し、

交渉は

打ち切りへ！

2022年8月4日に行われた
2021年度東地申第9号「変革2027」の実現に向けた組織の再編について、に関する解明申し入れ（電気関係）団体交渉では…

検討中
今後決めていく

施策について
課題が多いことが明らかに！

会社提案では…

- 社員一人ひとりが、お客さまに近い場所で創意を発揮し、自己の成長と新たな価値創造を続けていくこと
- 「安全」や「地域との関係」を維持しながら、鉄道オペレーションをサステナブルに運営すること
- 成長戦略を強力に推進、収益力を強化し、変革のスピードアップを実現すること

働きがいの向上
経営体質の強化

解明交渉の現状を踏まえると、
これら目的との対比において**施策の準備不足だ！**

職場の組合員からは…
具体的な内容が知りたい

ワーキングの申身が知らされない
詳細がわからない

「みんなで創る」というコンセプトと
現実との乖離が多く、課題が山積している！
多くの労働条件変更が伴う施策に対して、
組合員の不安を解消すべく団体交渉を申し入れました。

東地申第32号「変革2027」の実現に向けた組織の再編について、に関する
解明申し入れ(信号通信関係)の申し入れ内容はその2・その3を、
東地申第33号「変革2027」の実現に向けた組織の再編について、に関する
解明申し入れ(電力関係)の申し入れ内容はその4～その6をごらんください。

東地申第32号は、電気関係における新たな組織体制の提案によって信号通信関係の労働条件についての解明申し入れを行ったものです。これは、労働組合から新たな組織体制について、職場における勤務体系や労働環境の要求項目を求めていることが前提で、首都圏本部も同じ認識でスタートしました。

そのうえで、提案内容にない東京と品川に発足する信号通信設備技術センターにおける業務量について、配置されるセクション・グループ、メンテナンスセンターの出面数は示されているものの、配置された組織で実施する業務内容が不明瞭な提案であったことから、出面数に相応する業務内容と量によって『出面数が示す業務量』となることから、各項目を申し入れてきました。

しかし、この間の議論経過や会社回答からも、一度回答を得て双方が認識一致させたものを一方的に「認識の違い」を理由に回答を二転三転させたため「誠実交渉義務違反」を通告し、さらに、交渉経過や職場に現れていることから、本労使間協議が組合員・社員の労働条件の維持向上を目指す協議として会社回答がされていないため「労使間協約第1条違反」を通告しました。

併せて、長期間にわたり本部一本社も交えて議論整理を行いました。本部申第23号の確認事項を一方的に捻じ曲げた認識の回答は「労働組合法第7条2号違反の労使間協議事項の不履行」を通告しました。首都圏本部の誠意ある対応を強く要請します。

地本は、提案内容に対し説明を得られない会社姿勢では、これ以上協議を続けても組合員・社員の労働条件を維持できないことから、団体交渉を打ち切り、新たな段階へと進んでいきます。